コンソーシアム協定書

（目的）

第１条　当コンソーシアムは、青森県が委託する令和3年度実践的「地域エネルギー事業」モデル構築業務（以下「業務委託」という。）を共同連帯して行うことを目的とする。

（名称）

第２条　当コンソーシアムは、　　　　　　　　コンソーシアムと称する。

（事務所の所在地）

第３条　当コンソーシアムは、事務所を　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当コンソーシアムは、令和　　年　　月　　日に成立し、業務委託の履行完了後３箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２　当コンソーシアムは、業務委託を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、県から不採択の旨の通知を受けた日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

（代表者の名称）

第６条　当コンソーシアムは、　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当コンソーシアムの代表者は、業務委託の履行に関し、構成員を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限、委託料の請求・受領及び当コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担）

第８条　各構成員の業務委託に関する分担（以下「分担」という。）は、次のとおりとする。ただし、分担の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

（１）［分担］　　　　　　　　　　：（構成員名）

（２）［分担］　　　　　　　　　　：（構成員名）

（３）［分担］　　　　　　　　　　：（構成員名）

（４）［分担］　　　　　　　　　　：（構成員名）

（構成員全員の協議の場）

第９条　当コンソーシアムは、構成員全員をもって協議の場を設け、業務委託の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　構成員は、協議の場が決定した工程表によりそれぞれの分担の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当コンソーシアムの取引金融機関は、　　　　　　　　　　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員はその分担を行うため、構成員全員の協議の場の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　業務委託を行うにつき発生した共通の経費等については、構成員全員の協議の場において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前2項に規定する責任について協議が整わないときは、構成員全員の協議の場の決定に従うものとする。

４　前3項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する当コンソーシアムの責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務委託途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、当コンソーシアムが業務委託を完了する日まで脱退することはできない。

（業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が連帯して当該構成員の分担を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当コンソーシアムに加入させ、当該構成員を加えた構成員が連帯して破産又は解散した構成員の分担を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　当コンソーシアムが解散した後においても、業務委託につき、契約に適合しない事由が明らかとなったときは、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。

（協定書に定めない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、構成員全員の協議の場において定めるものとする。

　　　　　　　　　　外　　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　コンソーシアム協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに、青森県知事へ１通提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印